

東京慈恵会医科大学 大学院医学研究科医学系専攻 博士課程 ～学位申請の手引き～

2025 年 11 月 12 日改訂 第 11 版発刊

東京慈恵会医科大学 大学事務部 学事課 大学院担当



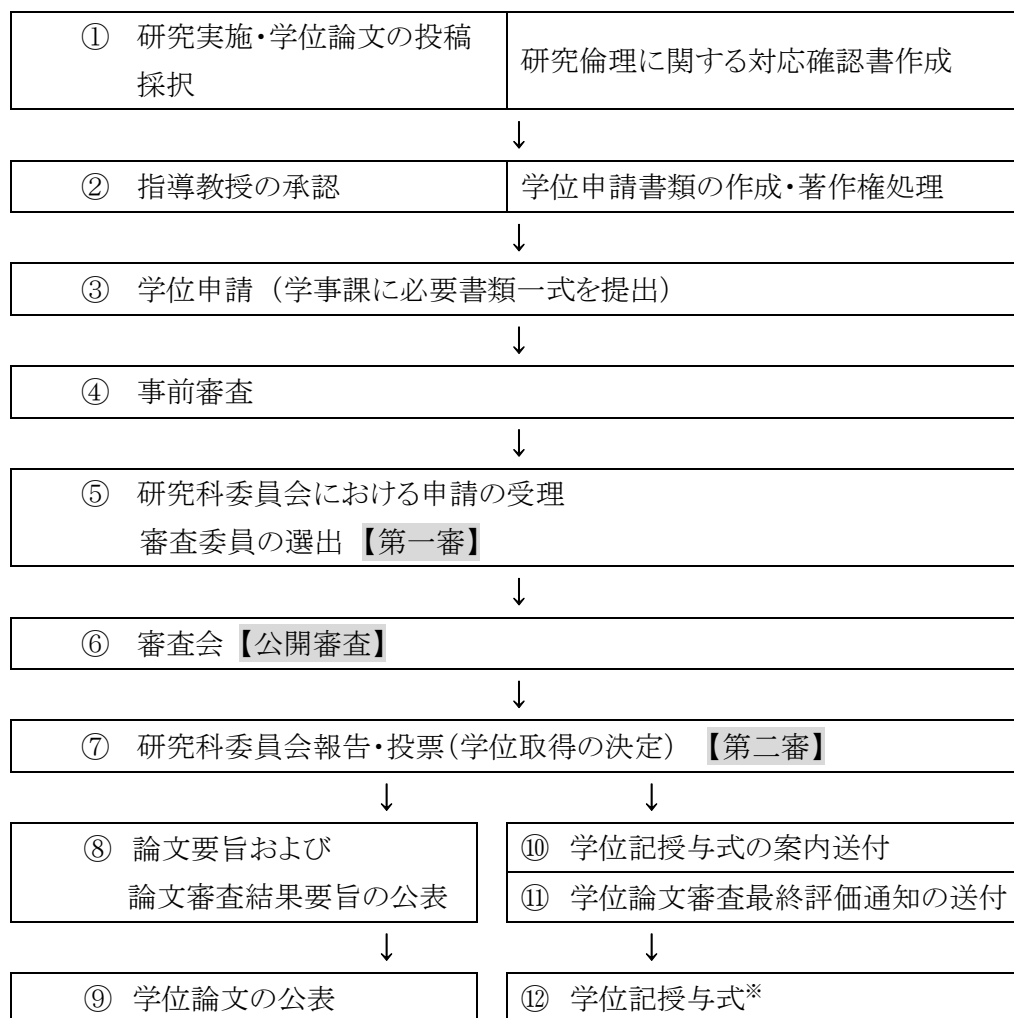
03-3433-1111 (内線:2317)



daigakuin@jikei.ac.jp



1. 学位申請・審査・授与・論文公表に関するフローチャート



③学位申請の受付から⑦第二審まで、原則として6ヶ月以内に終えるものとする

⑩学位記授与式の案内送付は、学術情報センターにて「学位論文(主論文)の著作権処理
状況報告書」に不備が無いことが確認できることを条件とする

【学位記授与式日程について】

学位記授与式の日程は、大学院公式ホームページで確認すること

<https://drclass.jikei.ac.jp/degree/>

各学位記授与式の案内は、原則として開催月の前々月までの学位取得者を対象とする

- ①学位論文(主論文)が原著論文に該当するか明確でない場合、申請可否の確認手続きとして、別刷り、投稿原稿又は論文概要を大学院委員会宛に提出することとする
- ②学位申請について指導教授より承認をえる
- 指導教授は、原則として博士課程修了による学位申請の場合は指導に当たった派遣科の医学研究科教授、論文提出による博士の学位申請の場合は指導に当たった所属講座・研究部の医学研究科教授とする。再派遣科や学位申請者が属していない講座等の医学研究科教授を指導教授として申請する場合、派遣科、または所属講座・研究部の医学研究科教授の同意をえるものとする
- 学位申請に際し、著作権処理が必要になる場合には、各自適切におこなうこと
- ③毎月20日(20日が祝休日の場合はその前日)を提出締め切りとする
- 年度内の学位取得を希望する場合は12月20日までに学位申請をおこなうこと
- ④申請後、大学院委員会委員にて書類確認をおこなう
- その際に不備がみつかった際は差し戻す場合がある
- ⑤研究科委員会にて審査委員長および審査委員2名を選出【第一審】
- 審査委員は指導教授より推薦された基礎系教員2名、臨床系教員2名の中から選出する
ただし、大学院委員会より推薦した委員になることもある
- 審査会日程決定後、学位申請者へは指導教授等を通じて通知する
- ⑥学位論文審査委員会による審査【公開審査】
- 原則としてオンライン(Zoom)で行い、発表時間は25分から30分とする
- 接続場所は自宅等でも構わないが、インターネットの接続環境が不安定な場所は避けること
- ※公開審査で修正が必要と指摘された場合
- 指示された日程までに必要書類を審査委員長に提出すること
- 審査委員長の承認後、修正後の書類(データ(word・pdfデータ))を学事課にメール(daigakuin@jikei.ac.jp)にて提出すること
- ※データ容量が10MBを超える場合には受信できないため別途相談すること
- ⑦研究科委員会にて審査結果の報告および合否判定【第二審】
- 合格判定が出た日を学位取得日とする
- 尚、合否判定の結果について学事課から申請者への通知はおこなっていない
- ⑧学位取得日から3ヶ月以内に論文要旨および論文審査結果要旨の公表をおこなう
- 公表手続きは学事課と学術情報センターにておこなう
- ⑨学位取得日から1年以内に学位論文の公表をおこなう
- 公表手続きは学事課と学術情報センターにておこなう
- 原則として、学位申請時に提出した学位論文(主論文)データを本学リポジトリへ掲載する
- ⑩学位記授与式の開催案内は学位取得者に対し、メールで案内するものとする
- ⑪2020年度学位取得者より、学位論文審査最終評価通知を学位記授与式で配布する
- ⑫学位記授与式当日は印鑑を必ず持参すること

2. 提出書類について

	書類名	提出数	備考
(1)	学位申請書	1 部	指導教授による捺印が必要【書式有】
(2)	学位論文(主論文)	5 部	片側ホチキス止めによる製本可
(3)	審査用論文	5 部	審査用論文の書き方を参照
(4)	論文要旨	1 部	【書式有】
(5)	論文目録	1 部	【書式有】報告番号の「番号」は記入不要
(6)	参考論文(2 編以上)	各 5 部	主論文掲載誌の IF が 1.0 未満の場合
(7)	履歴書	1 部	【書式有】
(8)	戸籍抄本	1 部	
(9)	主論文の共著者からの同意承諾書	各 1 部	共著者全員分【書式有】
(10)	学位論文審査委員推薦書	1 部	指導教授が審査委員を推薦する
(11)	外国語試験合格認定証の写し	1 部	大学院生は不要
(12)	卒業証明書	1 部	本学卒業生(大学院生含む)は不要
(13)	写真(3cm×4cm)	1 葉	撮影後 3 ヶ月以内のものとする
(14)	角 2 のヒモ付き封筒	5 部	5 部
(15)	提出物の記録媒体 (USB 等)	1 部	審査用論文、論文要旨、論文目録→ word 及び pdf データ 学位論文(主論文)→pdf データ
(16)	学位審査料		(1)学位申請書を持参の上、経理課 (旧 B 棟 6 階)で支払うこと
(17)	著作権処理状況報告書	1 部	【書式有】※根拠資料を添付すること
(18)	学術リポジトリへの学位論文登録申請書	1 部	【書式有】
(19)	研究倫理に関する対応確認書	1 部	【書式有】※根拠資料を添付すること

(1) (4) (5) (7) (9) (17) (18) (19) の【書式有】は大学院公式サイト(外部ネット環境からアクセス可)「<https://drclass.jikei.ac.jp/degree/>」からダウンロードできる

(2) accept 段階の論文で申請を行う場合、掲載予定証明書を別途提出すること

(6) は主論文の掲載誌のインパクトファクター(IF)が 1.0 以上の場合は必ずしも必要としない

(9) は和文・英文どちらか一方の承諾書を必要とする、論文要旨および全文の公表についての承諾書を取得すること

(10) は学事課窓口で受け取る

(12) は本学大学院生の場合(単位取得者含む)は不要

(15) 各データは紙媒体の提出物と同内容とすること、提出された記録媒体は返却しない

(16) は原則、博士課程修了による申請は 50,000 円、論文提出による申請は 150,000 円とする

(17) 掲載された論文を学位論文として使用してよいか、本学の学術リポジトリ(インターネット)上で公表してよいか、版元の著作権ポリシーを確認すること

※著作権処理状況報告書は、第二審終了までに提出することとする

(18) 自著欄は必ず申請者本人が直筆で記入すること

(19) 指導教授のサイン・捺印を必要とする

※申請が受理され、研究科委員会にて学位論文審査委員が学長より委嘱された段階で、学位論文その他の書類および審査料は返還しないものとする

3. 学位論文の著作権処理について

学位論文の公表について

学位規則(昭和二十八年四月一日文部省令第九号)に基づき、博士の学位を取得した者は、当該学位論文をインターネットで公表する義務がある

本学においては「東京慈恵会医科大学学術リポジトリ」に登録して公表することになっている
尚、学術リポジトリへの各種データ登録は学術情報センターに問い合わせること

【文部省令「学位規則」(昭和二十八年四月一日文部省令第九号)より引用】

(論文要旨等の公表)

第八条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

著作権処理、学位論文のリポジトリ登録について

学術情報センター 図書館 学術リポジトリ担当

〒105-8461 東京都港区西新橋 3-25-8 (高木会館 2 階)

TEL:03-3433-1111(内線 2980)

E-mail: libir@jikei.ac.jp

学術リポジトリ URL: <http://ir.jikei.ac.jp/>

4. 学位論文審査基準

学位論文審査については、学位論文(主論文)と審査用論文の体裁(概要・図表・参考文献等)および倫理面についての配慮が適切であることを確認した上で、次に定める事項に基づき、公開学位論文審査会において厳正かつ公正に行われるものとする

- ①研究の目的、背景の明確性
- ②計画・方法・結果の妥当性
- ③社会的意義
- ④独創性
- ⑤発表能力

【学位論文審査基準の内容】

- ① 研究の目的、背景の明確性：
研究テーマが明確で、論理性、先進性、発展性の観点から妥当であるか
研究テーマと関連する研究領域の動向を調査し十分に把握しているか
先行研究について深く理解するとともに的確な評価が行われているか
- ② 計画・方法・結果の妥当性：
研究目的を達成するための方法論について正しく理解しているか
分析方法に合理性があり、分析結果に問題が無く、かつ十分な説得力を持っているか
- ③ 社会的意義：
学術的意義を有し、社会に貢献する内容か
その研究の発展性、将来の展望を説明できるか
- ④ 独創性：
新しい発想に基づく研究であるか
従来の研究と異なる斬新さがあるか
- ⑤ 発表能力：
論文内容を明確かつ端的に発表でき、質疑応答に的確に対応できたか
専門領域の先端的な知識を有しているか
論理展開に整合性があるか
発表時間が適切か

5. 学位申請の資格について

博士課程修了による学位申請の場合

【卒業認定・学位授与に関する方針(ディプロマポリシー)より】

博士課程では、課程に3年以上(標準4年間)在学して所定の単位を取得し、以下の全てを修得していることを修了の条件とする

1. 自立して研究活動を行い、論文を作成して発表する医学的力量
2. 医学研究者として必要な人間的力量
3. 医学の研究・教育・社会貢献に求められる多様な指導力、およびその基礎となる豊かな学識

なお、所定の単位とは共通カリキュラム8単位以上(必修科目4単位を含む)と

選択カリキュラム22単位以上を指す

取得単位数については学事課へ確認すること

【大学院生研究発表会】

大学院研究助成を支給された者は、下記のいずれかの大学院生研究発表会で研究成果を発表しなければ学位申請できないものとしている

※開催日程は、共通カリキュラム(シラバス)を確認すること

- ①大学院生研究発表会(年2回開催)
- ②国立がん研究センターの連携大学院生による研究発表会
- ③国立精神・神経医療研究センターの連携大学院生による研究発表会

【早期修了による学位申請】

本学大学院学則内、第17条において、「3年以内に修了の要件を満たした場合については在学期間を3年とすることがある。」と定めている

申請を希望する者は、早期修了の条件を確認の上、大学院3年次の 12月20日(休日の場合はその前日)までに学位申請書類一式を学事課まで提出すること

大学院委員会において、早期修了による学位申請の可否について審議を行う

※申請手続きの詳細については、学事課(daigakuin@jikei.ac.jp)へ確認をとること

早期修了に必要な条件は以下の通り(全てを満たすこと)

- ① 所定の単位(共通カリキュラム8単位・選択カリキュラム22単位の計30単位以上)取得
または3年次で取得見込みであること
- ② 大学院研究助成を受給した者は、学位申請前に大学院生研究発表会で研究成果を発表すること
- ③ 学位申請時に指導教授の「推薦書」(早期修了の願い書)を提出すること
※指定の書式があるので、学事課まで問い合わせること

論文提出による博士の学位申請の場合

【研究歴について】

論文提出による学位論文審査内規より

(学内者の学位申請)

第1条 本学において研究する者で、学位規則第3条第4項の「論文提出による博士の学位」を申請し得る者は、本学研究生、専攻生および本学教員で次の各号のいずれかに該当する研究歴を有する者とする。ただし、卒後臨床研修の1年目は研究歴から除く。

- 1) 医学科卒業後、基礎医学講座、臨床医学講座または総合医科学研究センター等学内研究機関において主論文を作成した者で通算5年以上の研究歴を有する者。
- 2) 本学大学院医学研究科博士課程を在学中に退学した者で、その在学期間を通算して、5年以上の研究歴を有する者。
- 3) 本学教員で修士課程を修了し、かつ5年以上の医学研究歴を有する者。
- 4) 本学教員で本学における医学研究歴を10年以上有し、大学院委員会が修士課程修了に相当する十分な業績があると認めた者。
2. 研究生、専攻生、または大学院学生が、在学中学外に派遣されたときの研究歴はその派遣期間とする。ただし、2年を限度とする。
3. 本学に在籍する教員の、他大学および大学院委員会が承認した研究機関における研究期間は、定められた研究期間の2分の1の範囲内でこれを認める。ただし、原則として本学での研究歴を3年以上有することとする。

【論文提出資格取得のための外国語試験】

論文提出による博士の学位申請者は、申請前に本学大学院医学研究科が年2回実施する外国語試験(英語)に合格する必要がある

論文提出資格取得のための外国語試験施行細則より

1. 本学大学院生(大学院医学研究科医学系専攻博士課程)以外の学位申請者は予め外国語の試験に合格していなければならない。ただし、学位論文を提出した者が、本学大学院医学研究科医学系専攻博士課程に4年以上在学し、所定の単位を取得して退学した者であるときは、大学院入学後10年以内に限り、外国語試験を免除することができる。
2. 試験は年2回実施する。
実施日時、試験場は1ヶ月前に告知する。
3. 受験希望者は試験実施概要にそって手続きを行う。
4. 納入された受験料は、いかなる場合であっても返金しない。
5. 試験は英語の筆記試験とし、試験時間は60分間とする。
6. 可否の結果は大学院委員会(医学系専攻)で審議し、定例研究科委員会(医学系専攻)で

の承認後に本人に通知する。

7. 英語の外部試験で本学が示す基準を超えている場合は、外国語試験を免除する。
英語の外部試験の評価基準については別に定める。

英語の外部試験の評価の取り扱いについて(運用基準)より

1. 英語の外部試験において、本学大学院が定める基準を超えている場合は以下の試験を免除することができる。
 - (1) 大学院医学研究科博士課程の入学試験(英語)
 - (2) 論文提出資格取得のための外国語試験
2. 免除資格を得るための英語の外部試験の点数を以下のとおりとする。
なお、免除の基準となる点数は変更する場合がある。
IELTS 6.5 以上
TOEFL iBT 83 以上
3. 免除資格を得るための英語の外部試験の点数を変更する場合は、大学院委員会、研究科委員会の承認の上、速やかに報告する。
4. 免除を希望する場合は受験しようとするそれぞれの試験の申請期間中に、受験に係る書類と一緒に英語の外部試験の証明書を提出するものとする。

※「論文提出資格取得のための外国語試験」の開催日程は、大学院公式ホームページで確認すること

<http://drclass.jikei.ac.jp/degree/>

6. 学位論文（主論文）、参考論文の申請条件について

東京慈恵会医科大学博士(医学)に関する学位論文審査施行細則より

学位論文(主論文)、参考論文及び審査用論文について

1. 学位論文(主論文)は欧文又は和文で記載された原著論文で、掲載に際して査読が行われたものであり、学位申請時に発表から5年以内のものとする。
2. 総説(システマティック・レビューを除く)及び症例報告は除外する。
3. システマティック・レビューは大学院委員会で確認の上、十分価値がある※と認めた場合には、受理することがある。
4. 短報(Letter、Correspondence、Short report)は原則除外するが、大学院委員会で十分価値がある※と認めた場合には、受理することがある。
5. 学位論文(主論文)が原著論文に該当するか明確でない場合、別刷り、投稿原稿又は論文概要を大学院委員会宛に提出して確認を求めることができる。
6. 学位論文(主論文)は学術雑誌に印刷掲載されたものとするが、下記のいずれかの条件を満たす場合、審査の対象とすることができる。
 - (1) 学術雑誌に受理され、掲載予定である。この場合は「掲載予定証明書」を提出する。
 - (2) オンライン上で公開されている。
7. 学位論文(主論文)は申請者が筆頭著者及びそれと同等と記載されているものとし、共著者全員の承諾書を必要とする。
8. 参考論文は欧文又は和文で記載された原著論文若しくは短報(Letter、Correspondence、Short report)で、掲載に際して査読が行われたものとする。発表時期については制限を設けず、筆頭著者のものに限らない。総説及び症例報告は除外する。

※「十分価値がある」とは、論文の新規性・原著性に加え、学位論文作成の教育的意義(自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力の涵養)を達成するために必要な質と量(概ね一般の原著論文1編分)の研究を行った上で論文の結論が導き出されているかという点を重視します。

【学位論文として申請できる有効期限について】

掲載年から5年以内とする

(例)2018年1月～12月に掲載された論文の場合、学位論文として申請できるのは2023年12月まで

【イコールコントリビューションの論文について】

申請者が筆頭著者と同等とされている論文(イコールコントリビューション)で、本学の申請者および学外の筆頭著者が双方の所属機関にて学位申請を希望する場合、大学院委員会の審議を経て認める場合がある。

なお筆頭著者が学内者である場合は、申請者と筆頭著者ともに同一の論文で、本学において学位申請を行うことは原則として認めない。

7. 大学院医学研究科医学系専攻博士課程 公式サイトについて

学位申請、学位論文審査に関する規程を「関係者専用」コンテンツ内、「規程類・その他資料・リンク等」ページよりご確認ください

<https://drclass.jikei.ac.jp/stakeholder/>

ログインパスワードは学事課大学院担当宛 daigakuin@jikei.ac.jp へメールでお問合せください

掲載規程

- ・学則
 - ・学位規則
 - ・博士(医学)に関する学位論文審査施行細則
 - ・論文提出による学位論文審査内規
 - ・論文提出資格取得のための外国語試験施行細則
 - ・博士課程修了に関する内規
 - ・単位取得者に関する内規
 - ・研究生に関する内規
- 等

8. 学位申請に関する問合せ先

学位申請、学位論文審査全般、学位記授与式について

東京慈恵会医科大学 大学事務部 学事課 大学院・学位申請受付担当

〒105-8461 東京都港区西新橋 3-25-8 (大学1号館1階)

受付時間: 月曜日～土曜日(祝日、大学の記念日、年末年始を除く) 9:00～17:30

TEL: 03-3433-1111 (内線 2317)

E-mail: daigakuin@jikei.ac.jp

公式サイト URL: <https://drclass.jikei.ac.jp/>

著作権処理、学位論文のリポジトリ登録について

学術情報センター 図書館 学術リポジトリ担当

〒105-8461 東京都港区西新橋 3-25-8 (高木会館2階)

受付時間: 月曜日～土曜日(祝日、大学の記念日、年末年始を除く) 9:00～17:30

TEL: 03-3433-1111 (内線 2980)

E-mail: libir@jikei.ac.jp

学術リポジトリ URL: <http://ir.jikei.ac.jp/>

東京慈恵会医科大学学位規則(抜粋)

制定 平成 21 年 4 月 1 日

改定 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 東京慈恵会医科大学学位規則は、東京慈恵会医科大学(以下「本学」という)において授与する学位の種類、学位審査及び学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は学士(医学)、学士(看護学)、修士(看護学)及び博士(医学)、博士(看護学)とする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業したものに授与する。

2. 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

3. 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。

4. 博士の学位は、本学に学位論文(主論文)を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、前項に該当する者と同等以上の学力を有すると認められた者に授与する。(以下「論文提出による博士の学位」という)

(学士の学位の授与)

第 4 条 学士のため省略

(課程の修了による学位の授与)

第 5 条 第 3 条第 2 項の修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより学位記をもって授与する。

2. 第 3 条第 3 項の博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより学位記をもって授与する。

(看護学専攻博士前期課程修了による学位申請手続)

第 6 条 看護学専攻のため省略

(医学系専攻博士課程および看護学専攻博士後期課程修了による学位申請手続)

第 7 条 学位審査を申請する者は、学位申請書に学位論文(主論文)、審査用論文、論文要旨、論文目録、参考論文(必要な場合)、履歴書、戸籍抄本、学位論文(主論文)の

著作権処理状況報告書、学位論文(主論文)の共著者からの同意承諾書、学位論文審査委員推薦書、学術リポジトリへの学位論文登録申請書、研究倫理に関する対応確認書及び所定の審査料 50,000 円を添え、指導教授を通じて学長に提出しなければならない。なお、看護学専攻博士後期課程において、審査料は徴収しない。

2. 学位論文(主論文)は学位申請時に発表から 5 年以内の論文とする。

(論文提出による博士の学位の申請と授与)

第 8 条 第 3 条第 4 項の論文提出による博士の学位は、この規則の定めるところにより審査の上、学位記をもって授与する。

2. 学位申請資格は別に定める。
3. 論文提出による、学位申請者は、学位申請書に学位論文(主論文)、審査用論文、論文要旨、論文目録、参考論文(必要な場合)、履歴書、外国語試験合格認定書(写)、戸籍抄本、学位論文(主論文)の著作権処理状況報告書、学位論文(主論文)の共著者からの同意承諾書、学位論文審査委員推薦書、学術リポジトリへの学位論文登録申請書、研究倫理に関する対応確認書及び所定の審査料 150,000 円(学外者については 200,000 円)を添え指導教授を通じて学長に提出しなければならない。
4. 学位論文の受理の可否は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを決定する。
5. 学位を授与される者には、本学大学院の博士課程において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを確認するために次の試験を行う。
 - (1) 専攻学科目を中心とした筆答または口頭による学力試験
 - (2) 論文提出以前に本学大学院医学研究科の行う外国語試験
(以後、外国語試験という)
6. 学位論文を提出した者が、本学大学院の博士課程に4年以上在学し、所定の単位を取得して退学した者であるときは、大学院入学後 10 年以内に限り、外国語試験を免除することができる。

(学位論文審査委員会)

- 第 9 条 学位論文の審査並びに試験等は、研究科委員会より選出された 3 名以上の委員で組織された学位論文審査委員会がこれを行う。学位論文審査委員のうち 1 名は審査委員長となる。
2. 学位論文審査委員会は、学位論文の審査のために必要があるときは、学位論文提出者に対して、当該論文の内容に関する資料又は標本、その他の提出を求めることができる。
 3. 学位論文審査委員長は論文審査の要旨並びに試験の成績とともに合格、不合格の意見を記載した学位論文審査報告書を研究科委員会に提出し、発表する。
 4. 学位論文審査の結果、その内容が著しく不備であると認めた場合、その旨を研究科委員会に報告しなければならない。

5. 博士の学位論文の審査は、論文を受理したときから原則として 6 ヶ月以内に終了する。

(学位論文審査委員会(看護学専攻博士前期課程))

第 10 条 看護学専攻のため省略

(学位の審議)

第 11 条 研究科委員会は、学位論文審査委員会の報告に基づき、無記名投票により、合格、不合格を議決する。

2. 前項の議決を行う研究科委員会は、研究科委員の 3 分の 2 以上の出席を要し、かつ、出席委員の 3 分の 2 以上の得票がなければならない。
3. 研究科委員会が第 1 項の可否を議決したときは、研究科委員長は、これを学長に報告しなければならない。

(学位の審議(看護学専攻博士前期課程))

第 12 条 看護学専攻のため省略

(学位記の交付)

第 13 条 学長は、前条の議決に基づいて第 3 条第 2 項及び 3 項によるものについては、看護学専攻博士前期課程・博士後期課程及び医学系専攻博士課程修了の可否、第 3 条第 4 項により論文を提出した者については、学位審査の可否を決定する。

(論文要旨の公表)

第 14 条 本学は博士の学位を授与した日から 3 ヶ月以内に、その学位論文の要旨及び学位審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 15 条 本学は博士の学位を授与した日から 1 年以内に、その学位論文の全文を公表するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
3. 学位論文の全文又は要約の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第16条 学位の授与を受けたものが学位の名称を用いるときは、学士(医学)、学士(看護学)、修士(看護学)及び博士(医学)・博士(看護学)(東京慈恵会医科大学)と明記する。

(学位授与の取消)

第17条 学位を授与された者が、次の号のいずれかに該当するときは、学長は研究科委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又は、学位を得た者がその名誉を汚辱する行為をなしたときは、学長は、研究科委員会の議に基づき、一旦授与した学位を取消し、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき。

(3) 主論文又は学位申請要件に含まれる参考論文に、不正があり、かつ、論文取り下げがあったとき。

2. 前項第3号の場合、学長は必要に応じて調査委員会を発足し、別に定める内規に従って学位を取り消すか審議を委嘱する。前項の議決については、第11条第2項の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第18条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は昭和28年文部省令第9号学位規則(昭和28年4月1日公布)第12条の定めるところにより文部科学大臣に報告する。

(書類の様式)

第19条 学位記の様式は別紙の通りとする。学位申請関係の書類の様式は別に定める。

(規則の改廃)

第20条 この規則の改廃には、研究科委員会の議を経るものとする。

附 則 この規則は令和3年4月1日から施行する。

改 定 平成26年5月28日

改 定 平成27年4月1日

改 定 平成28年4月1日

改 定 平成29年4月1日

改 定 平成31年4月1日